

岩手県告示第397号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宮古都市計画事業近内地区土地区画整理事業の換地処分をした旨宮古市長から届出があった。

平成30年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也